薬食発第 0401052 号 平成 1 7年 4 月 1 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医薬食品局長

磁気共鳴画像診断装置承認基準の制定について

薬事法(昭和35年法律第145号。以下「法」という。)第14条第1項又は第19条の2第1項に基づく磁気共鳴画像診断装置の製造販売承認申請(法第14条第9項(第19条の2第5項において準用する場合を含む。)に基づく変更の場合を含む。)における承認審査については、下記のとおり取扱うこととしたので、ご了知の上、貴管下関係団体、関係業者等に対し周知をお願いしたい。

なお、本通知の写しを独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長、日本医療機器産業連合会会長、 在日米国商工会議所医療機器・IVD小委員会委員長及び欧州ビジネス協会協議会医療機器委員会委員 長あて送付することとしている。

記

1. 制定の内容

磁気共鳴画像診断装置に関する平成 17 年 2 月 16 日付け薬食発第 0216002 号「医療機器の製造販売 承認申請について」における承認基準として、別添 1 に示す「磁気共鳴画像診断装置承認基準」を定 めるものであること。

2. 承認基準等の不適合品の取扱いについて

承認基準の「適用範囲」に該当する磁気共鳴画像診断装置であって、当該承認基準に適合しないものについては、個別に品質、有効性及び安全性が十分なレベルにあることを示す資料が提出されれば、これに基づき審査を行うものであること。

3. 既承認品の取扱いについて

承認基準の「適用範囲」に該当する磁気共鳴画像診断装置のうち、薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律(平成14年法律第96号)第2条による改正前の薬事法において承認されたものであって、法第14条第1項又は第19条の2第1項の規定に基づく承認を受けているものとみなされたもののうち当該承認基準に適合しないものについては、当該承認基準に適合するための承認事項一部変更承認申請(以下「基準適合化一変申請」という。)を別途行う必要はないものとする。

なお、基準適合化一変申請を行わない場合であって、今後、基準適合化一変申請以外の承認事項一部変更承認申請を行う際は、平成17年2月16日付け薬食発第0216002号「医療機器の製造販売承認申請について」における、承認基準なし(承認基準不適合)の取扱いとなることに留意すること。

4. 基本要件適合性チェックリストの取扱いについて

承認基準の別紙に示す基本要件適合性チェックリストの取扱いについては、医薬品医療機器総合機構による承認審査においても、平成17年3月31日薬食機発0331012号「指定管理医療機器の適合性チェックリストについて」と同様の取扱いとすること。

磁気共鳴画像診断装置承認基準

薬事法第2条第5項から第7項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機 器、管理医療機器及び一般医療機器(平成 16 年厚生労働省告示第 298 号。以下「クラス分類 告示」という。) 別表第2

- 第 121 号に規定する常電導磁石式乳房用 MR 装置、
- 第 122 号に規定する常電導磁石式全身用 MR 装置、
- 第 123 号に規定する常電導磁石式頭部・四肢用 MR 装置、
- 第 124 号に規定する常電導磁石式循環器用 MR 装置、
- 第 125 号に規定する超電導磁石式乳房用 MR 装置、
- 第 126 号に規定する超電導磁石式全身用 MR 装置、
- 第 127 号に規定する超電導磁石式頭部・四肢用 MR 装置、
- 第 128 号に規定する超電導磁石式循環器用 MR 装置、
- 第 129 号に規定する永久磁石式頭部・四肢用 MR 装置、
- 第 130 号に規定する永久磁石式全身用 MR 装置、
- 第 131 号に規定する永久磁石式乳房用 MR 装置及び
- 第 132 号に規定する永久磁石式循環器用 MR 装置

について次のように承認基準を定め、平成17年4月1日から適用する。

磁気共鳴画像診断装置承認基準

1. 適用範囲

クラス分類告示の別表第2第121号から第132号に規定する医療機器(通常操作モード及び 第一次水準管理操作モードに限る。)。

2. 技術基準

日本工業規格 Z 4951 (通常操作モード及び第一次水準管理操作モードに係る規定に限る。) に適合すること。

3. 使用目的、効能又は効果

使用目的、効能又は効果は、患者に関する磁気共鳴信号をコンピュータ処理し、再構成画像 を診断のために提供することであること。

4. 基本要件への適合性

別紙に示す基本要件適合性チェックリストに基づき基本要件への適合性を説明するもので あること。

5. その他

本基準に適合するものであっても、構造、使用方法、性能等が既存の医療機器と明らかに異 なる場合については、本基準に適合しないものとする。

磁気共鳴画像診断装置 基本要件適合性チェックリスト

第一章 一般的要求事項			
基本要件	当対機器への 適用・不適用	適合の方法	特定文書の確認
(設計) 第1条 医療機器(専ら動物の ために使用さるものを除療機用さるものを除療機用さるものを療機用されるを除療機用じ、 とさにしていた。)は、無人のでは、 では、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、ないでは、は、は、ないでは、は、は、ないでは、は、は、ないでは、は、は、ないでは、は、ないでは、は、ないでは、は、は、ないでは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	適用	要求項目を包含する認知された基準に適合することを示す。 認知規格に従ってリスク管理が計画・実施されていることを示す。	医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令(平成16年厚生労働省令第169号) JIS T 14971:医療機器―リスクマネジメントの医療機器への適用
い。 (リスクマネジメント) 第2条 医療機器の設計及び集造 造業 の設計及び集造 造業 を (以下 「以下 「以下 」」 「以下 」」 「以下 」 「以下 , 一 以下 。 」 「以下 , 一 以下 。 」 「以下 , 一 以下 , 一 , 一 以下 , 一 , 一 以下 , 一 以下 , 一 以下 , , 一 以下 , 一 以下 , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	該当機器に適用されるべき 最新技術に立脚した JIS その 他の安全規格に適合するこ とを示す。 認知規格に従ってリスク管 理が計画・実施されているこ とを示す。	求事項において第7条以降で引用している項目 JIS Z 4951: 磁気共鳴画像診断装置一安全(第一次水準管理操作モードを適用する。) JIS T 14971: 医療機器-リス

方法及び予測し得る誤使用			
に起因する危険性を評価す			
ること。			
	1	į	1
二前号により評価された危	1		
険性を本質的な安全設計及	1		
び製造を通じて、合理的に		l.	
実行可能な限り除去するこ			
کی			
三前号に基づく危険性の除			
去を行った後に残存する危			
険性を適切な防護手段(警			
報装置を含む。)により、実	İ		
行可能な限り低減するこ	Į		
E			
四第二号に基づく危険性の			
除去を行った後に残存する	ļ		
危険性を示すこと。		The second secon	医療機器及び体外診断用医薬
(医療機器の性能及び機能)	適用	要求項目を包含する認知さ	
第3条 医療機器は、製造販売		れた基準に適合することを	品の製造管理及び品質管理の
業者等の意図する性能を発揮		示す。	基準に関する省令(平成 16 年
できなければならず、医療機	'		厚生労働省令第169号)
器としての機能を発揮できる			
よう設計、製造及び包装され			
なければならない。			
(製品の寿命)	適用	要求項目を包含する認知さ	医療機器及び体外診断用医薬
第4条 製造販売業者等が設定	Δ <u>ΕΘ</u> /13	れた基準に適合することを	品の製造管理及び品質管理の
		示す。	基準に関する省令(平成16年
した医療機器の製品の寿命の		7, 9 0	厚生労働省令第 169 号)
範囲内において当該医療機器			14-T72 132 E 10 210 T-1 2 3 2
が製造販売業者等の指示に従		コー 田地に分 マリフカ笠	JIS T 14971 : 医療機器-リス
って、通常の使用条件下にお		認知規格に従ってリスク管	クマネジメントの医療機器へ
いて発生しうる負荷を受け、		理が計画・実施されているこ	1
かつ、製造販売業者等の指示		とを示す。	の適用
に従って適切に保守された場			
合に、医療機器の特性及び性			
能は、患者又は使用者若しく			
は第三者の健康及び安全を脅			
かす有害な影響を与える程度			
に劣化等による悪影響を受け			
るものであってはならない。	海田	要求項目を包含する認知さ	医療機器及び体外診断用医薬
(輸送及び保管等)	適用	要求項目を包含りる認知された基準に適合することを	
第5条 医療機器は、製造販売		4	基準に関する省令(平成16年
業者等の指示及び情報に従っ		示す。	厚生労働省令第169号)
た条件の下で輸送及び保管さ			
れ、かつ意図された使用方法			TTO T 1407: E-1444 III 11 →
で使用された場合において、		認知規格に従ってリスク管	
その特性及び性能が低下しな		理が計画・実施されているこ	クマネジメントの医療機器へ
いよう設計、製造及び包装さ		とを示す。	の適用
れていなければならない。			
(医療機器の有効性)	適用	認知規格に従ってリスクタ	→ JIS T 14971 : 医療機器−リスク
第6条 医療機器の意図された		析が実施されていることを	
× • • • • • • • • • • • • • • • • •	· ·	示す。	- 用
有効性は、起こりうる不具合		71.70	1.77

を上回るものでなければなら		
ない。	便益性を検証するために、認	FDA 510(k) Guidance for the
	知された規格に適合してい	Submission Of Premarket
	ることを示す。	Notifications for Magnetic
		Resonance Diagnostic Devices
		は以下の測定を規定する。
		1) SNR
		NEMA MS1 Determination of
		signal-to-noise ratio (SNR)
		in diagnostic magnetic
		resonance images
		2)2次元幾何学的歪み
		NEMA MS2 Determination of
		two-dimensional geometric
		distortion in diagnostic
		magnetic resonance images
		3) 画像均一性
		NEMA MS3 Determination of
		image uniformity in
		diagnostic magnetic
		resonance images
		4) スライス厚
		NEMA MS5 Determination of
	:	slice thickness in
		diagnostic magnetic
		resonance imaging
		In 社界用专用社工 人工兴化区
		MR 装置用高周波コイル単体に
		ついては、 FDA 510(k) Guidance for the
		Submission Of Premarket
		Notifications for Magnetic
		Resonance Diagnostic Devices
		は以下の測定を規定する
		1) SNR
	·	NEMA MS1 Determination of
	İ	signal-to-noise ratio (SNR)
		in diagnostic magnetic
		resonance imagesで規定される
		高周波コイルの3dBバンド幅、
		コイルインピーダンス、コイル
		周波数シフトの項目
		//48/29/4 / 1 // XH

第二章 設計及び製造要求事項

第二章 設計及び製造要求事項			
(医療機器の化学的特性等)			
第7条 医療機器は、前章の要件を満たすほか、使用材料の選定について、必要に応じ、次の各号に掲げる事項について注意が払われた上で、設計及び製造されていなければならない。			
一毒性及び可燃性	適用	認知規格に従ってリスク管 理が計画・実施されているこ とを示す。	JIS T 14971: 医療機器-リス クマネジメントの医療機器へ の適用
二 使用材料と生体組織、細胞、体液及び検体との間の 適合性	不適用	生体適合性に関し、意図して 生体組織、細胞及び体液と接 触する部分は、一般的にこの 機器にはない。	
三 硬度、摩耗及び疲労度等	適用	認知された規格・基準の該当 する項目に適合することを 示す。	JIS T 0601-1 : 医用電気機器- 第1部 : 安全に関する一般的要 求事項 43.1 強度及び剛性
2 医療機器は、その使用目的 に応じ、当該医療機器の輸送、 保管及び使用に携わる者及び 患者に対して汚染物質及び残 留物質(以下「汚染物質及 いるように設計、 か限に抑えるように設計、 造及び包装されていなければ ならず、また、汚染物質時 接触する生体組織、接触時 及び接触頻度についてない 払われていなければない い。		汚染物質や残留物質が発生する機器ではない。	
3 医療機器は、通常の使用手順の中で当該医療機器と同時に使用される各種材料、物質又はガスと安全に併用でいるよう設計及び製造されていなければならず、また、医療機器の用途が医薬品の投写はある場合、当該医薬品の承認内容及び関連する基準に照らして適切な投与が可能であり、その用途に沿って当該医療機器の性能が維持されるよう、設計及び製造されていなければならない。		通常の使用手順の中で同時 に使用される各種材料、物質 及びガスを意図して使用す る機器ではない。 また、医薬品の投与を意図し た機器ではない。	

4 医療機器がある物質を必須	不適用	医薬品や薬剤は含有しない。	
4 区が 次間が いる 次長と右へ	1,00/13		
な要素として含有し、当該物		!	
質が単独で用いられる場合に	1		
医薬品に該当し、かつ、当該	ļ		
医療機器の性能を補助する目			
的で人体に作用を及ぼす場			
合、当該物質の安全性、品質			
及び有効性は、当該医療機器			
の使用目的に照らし、適正に			
検証されなければならない。			
5 医療機器は、当該医療機器	不適用	一般的に機器から溶出する	
	1 202/13	又は漏出する物質はない。	
から溶出又は漏出する物質が		人以明日, 500员1666	
及ぼす危険性が合理的に実行			
可能な限り、適切に低減する			
よう設計及び製造されていな			
ければならない。		The state of the s	
6 医療機器は、合理的に実行	適用	認知された規格・基準の該当	0 -
可能な限り、当該医療機器自	1	する項目に適合することを	第1部:安全に関する一般的要
体及びその目的とする使用環		示す。	求事項
境に照らして、偶発的にある			44.4 漏れ
種の物質がその医療機器へ侵			56.11 d) 液体の浸入(足踏み
入する危険性又はその医療機			制御器を用いている
器から浸出することにより発			場合、該当)
番から侵山することにより元 生する危険性を、適切に低減			
		認知規格に従ってリスク管	JIS T 14971:医療機器-リス
できるよう設計及び製造され		理が計画・実施されているこ	クマネジメントの医療機器へ
ていなければならない。			の適用
		とを示す。	○ ○ 別題/円3
(微生物汚染等の防止)	>-	如此公子或外及水料外	
第8条 医療機器及び当該医療	L .	一般的に感染及び微生物汚	/
機器の製造工程は、患者、使		染に関するリスクがある機	/
用者及び第三者(医療機器の		器ではない。	/ /
使用にあたって第三者に対す	·		
る感染の危険性がある場合に			
限る。)に対する感染の危険性			/ /
がある場合、これらの危険性			
を、合理的に実行可能な限り、			/
適切に除去又は軽減するよ			/
週別に除去又は軽減りるよう、次の各号を考慮して設計			/
, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,			/
されていなければならない。	. 1		/
- 取扱いを容易にするこ	•	1	/
E	_		/
二 必要に応じ、使用中の医	l l	†	
療機器からの微生物漏出ス	l		/
は曝露を、合理的に実行可]		/
能な限り、適切に軽減する	5		/
こと。			/
三必要に応じ、患者、使用]		/
者及び第三者による医療核	1		
器又は検体への微生物汚染			/
を防止すること。			/
1 1 1 1 2 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		生物由来の物質を組み込む	P
- 1 2 医療機器に生物由来の物質	R 1 WUM	T 1/2 H / N - > 1/2 M SE C / ME / X C	

が組み込まれている場合、適		機器ではない。	
切な入手先、ドナー及び物質			
を選択し、妥当性が確認され			
ている不活性化、保全、試験			
及び制御手順により、感染に			
関する危険性を、合理的かつ			
適切な方法で低減しなければ			
ならない。			
3 医療機器に組み込まれた非	不適用	非ヒト由来の組織、細胞及び	Λ
ヒト由来の組織、細胞及び物		物質を組み込む機器ではな	/
質(以下「非ヒト由来組織等」		V	/
という。)は、当該非ヒト由来			/
組織等の使用目的に応じて獣			/
医学的に管理及び監視された			/
動物から採取されなければな			
らない。製造販売業者等は、			/
非ヒト由来組織等を採取した			/
動物の原産地に関する情報を			/
保持し、非ヒト由来組織等の			/
処理、保存、試験及び取扱い			/
において最高の安全性を確保			
し、かつ、ウィルスその他の			
感染性病原体対策のため、妥			
当性が確認されている方法を	Ì	!	
用いて、当該医療機器の製造	<u> </u>		
工程においてそれらの除去又			
は不活性化を図ることにより			
安全性を確保しなければなら			
ない。			/
4 医療機器に組み込まれたヒ	不適用	ヒト由来の組織、細胞及び物	
ト由来の組織、細胞及び物質		質を組み込む機器ではない。	/
(以下「ヒト由来組織等」と			/
いう。)は、適切な入手先から			
入手されたものでなければな			/
らない。製造販売業者等は、			
ドナー又はヒト由来の物質の			
選択、ヒト由来組織等の処理、			
保存、試験及び取扱いにおい			
て最高の安全性を確保し、か	l .		
つ、ウィルスその他の感染性			
病原体対策のため、妥当性が	b .		
確認されている方法を用い	1		
て、当該医療機器の製造工程	1		
においてそれらの除去又は不	1		/
活性化を図り、安全性を確保	I .		/
しなければならない。			
5 特別な微生物学的状態にあ	不適用	特別な微生物学的状態にあ	
ることを表示した医療機器	1	ることを表示した機器では	
は、販売時及び製造販売業者	1	ない。	
等により指示された条件で輸	I .	5.0	
等により指示された条件で開 送及び保管する時に当該医療	1		
达及い休官りの時にヨ談医療	1	1	

機器の特別な微生物学的状態			
を維持できるように設計、製			
造及び包装されていなければ			
ならない。	元 法田	滅菌状態で出荷される機器	
O MALE TO THE TENT OF THE TENT	不適用	一次国外に「山何 これ 2 10 2 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10	/
機器は、再使用が不可能であ		C12121.º	/
る包装がなされるよう設計及			
び製造されなければならな			
い。当該医療機器の包装は適			. /
切な手順に従って、包装の破			
損又は開封がなされない限			
り、販売された時点で無菌で			
あり、製造販売業者によって			
指示された輸送及び保管条件			
の下で無菌状態が維持され、			
かつ、再使用が不可能である			
ようにされてなければならな	i	j	
V.	Í		
7 滅菌又は特別な微生物学的	不適用	滅菌又は特別な微生物学的	
状態にあることを表示した医	i	状態にあることを表示した	/
療機器は、妥当性が確認され	1	機器ではない。	
ている適切な方法により滅菌	Í		
又は特別な微生物学的状態に		'	
するための処理が行われた上			
で製造され、必要に応じて滅			
菌されていなければならな			
V)			
8 滅菌を施さなければならな	不適用	滅菌を施さなければならな	
い医療機器は、適切に管理さ		い機器ではない。	
れた状態で製造されなければ			
ならない。	<u> </u>		
9 非滅菌医療機器の包装は、	不適用	一般的に感染及び微生物汚	
当該医療機器の品質を落とさ		染に関するリスクがある機	
ないよう所定の清浄度を維持		器ではない。	
するものでなければならな	i i		
い。使用前に滅菌を施さなけ	t		
ればならない医療機器の包装			
は、微生物汚染の危険性を最	1		
小限に抑え得るようなもので	l .		
なければならない。この場合			
の包装は、滅菌方法を考慮し	1		/
た適切なものでなければなら			
ない。	1		
10 同一又は類似製品が、滅	一一道用	滅菌及び非滅菌の両方の状	t
		態で販売される機器ではな	
展及い非機関の両方の状態で 販売される場合、両者は、包	II.	V.	` /
販売される場合、凹石は、色 装及びラベルによってそれぞ	1		
表及のブヘルによっててれて れが区別できるようにしなけ	1		
1			
ればならない。			

		>± □ (4n z	到的よりを担対, 甘港の該当	IIS T 0601-1-1: 医用電気機器
	医療機器が、他の医療機器 又は体外診断薬又は装置	適用(組み合わせを	認知された規格・基準の該当 する項目に適合することを	-第1部:安全に関する一般的
	と組み合わせて使用され	行う場合)	示す。	要求事項-第1節:副通則-医
	る場合、接続系を含めたす	13 / 33 11 /		用電気システムの安全要求事
	べての組み合わせは、安全			項
	であり、各医療機器又は体			
	外診断薬が持つ性能が損			
	なわれないようにしなけ			
	ればならない。組み合わ	l		
	される場合、使用上の制限			
	事項は、直接表示するか添			
	付文書に明示しておかな			
	ければならない。			
	第9条 医療機器については、			
	次の各号に掲げる危険性が、			
	合理的かつ適切に除去又は低			
ļ	減されるように設計及び製造			
	されなければならない			
	ー 物理的特性に関連した傷	適用		JIS T 14971 : 医療機器 – リス
	害の危険性		理が計画・実施されているこ	クマネジメントの医療機器へ
			とを示す。	の適用
				JIS T 0601-1: 医用電気機器-
			Ì	第1部:安全に関する一般的要
				求事項
				21 機械的強度
				22 動く部分
				23 表面、角及び縁
				24 正常な使用時における安
				定性
				25 飛散物
				28 懸垂機構
				45 圧力容器及び圧力を受け
				る部分
		ŀ		56.11 c) 意図しない作動
		1.		
	二 合理的に予測可能な外界	I	認知された規格・基準に該当	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
	からの影響又は環境条件に	-	する項目に適合することを	求事項
- 1	関連する危険性		示す。	10.2.2 電源(電源電圧の変動)
		ļ		10.2.2 电源(电源电压)及到 49 電源の遮断
				49 電源の過過
				JIS T 0601-1-2: 医用電気機器
- {				一第1部:安全に関する一般的
Ì		1		要求事項一第2節:副通則一電
		1		要求事項ー弟と即:副通則一电 磁両立性ー要求事項及び試験
Ì				30. 202 1 3 2 - 7 1
				JIS Z 4951:磁気共鳴画像診断
				1 "
			Ì	装置 - 安全
				45 圧力容器及び圧力を受け

			る部分(ヘリウム容器が圧力
			容器として設計されている
			場合)
			49.101 緊急減磁装置
三 通常の状態で使用中に接触する可能性のある原材料、物質及びガスとの同時使用に関連する危険性	不適用		
四 物質が偶然医療機器に侵 入する危険性	適用	認知された規格・基準の該当 する項目に適合することを 示す。	JIS T 0601-1: 医用電気機器- 第1部: 安全に関する一般的要 求事項 56.11 d) 液体の侵入
五 検体を誤認する危険性	不適用		
六 研究又は治療のために通 常使用される他の医療機器 又は体外診断用医薬品と相 互干渉する危険性	適用	認知規格に従ってリスク管 理が計画・実施されているこ とを示す。	
七 保守又は較正が不可能な場合、使用材料が劣化する場合又は測定若しくは制御の機構の精度が低下する場	適用	認知規格に従ってリスク管 理が計画・実施されているこ とを示す。	JIS T 14971: 医療機器ーリス クマネジメントの医療機器へ の適用
合などに発生する危険性 2 医療機器は、通常の使用及	適用	認知された規格・基準の該当	JIS T 0601-1: 医用電気機器-
び単一の故障状態において、	<u> </u>	する項目に適合することを	
火災又は爆発の危険性を最小		示す。	求事項
限度に抑えるよう設計及び製			25 飛散物
造されていなければならな			42 過度の温度
い。可燃性物質又は爆発誘因			43 火事の防止
物質に接触して使用される医			52 異常作動及び故障状態
療機器については、細心の注			56 部品及び組立一般 で関
意を払って設計及び製造しな			連する部分
ければならない。			57 電源部:部品及び配置 59 構造及び配置
。 Edukum 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	 適用	認知された規格・基準の該当	
3 医療機器は、すべての廃棄	週川	する項目に適合することを	40.41.70
物の安全な処理を容易にでき るように設計及び製造されて		示す。	求事項
るよりに設計及い製造されて いなければならない。 			6.8.2 j) 環境保護
(測定又は診断機能に対する配属	<u>」</u>		
第10条 測定機能を有する医		画像を提供する診断用医療	
第10条 側足機能を有りる区 療機器は、その不正確性が患		機器である。	
療機器は、その不正確性が思 者に重大な悪影響を及ぼす可		NAME A GO	
看に重人な悪影響を及ばすり 能性がある場合、当該医療機			
器の使用目的に照らし、十分			
な正確性、精度及び安定性を			
有するよう、設計及び製造さ			
I DISSIMPLACE		[1/

確性の限界は、製造販売業者			
等によって示されなければな			
らない。			
2 診断用医療機器は、その使	適用	認知された規格・基準の該当	FDA 510(k) Guidance for the
用目的に応じ、適切な科学的	1	する項目に適合することを	Submission Of Premarket
及び技術的方法に基づいて、	Į I	示す。	Notifications for Magnetic
I		7,70	Resonance Diagnostic Devices
十分な正確性、精度及び安定			は以下の測定を規定する。
性を得られるように設計及び			1
製造されていなければならな			1) SNR
い。設計にあたっては、感度、			NEMA MS1 Determination of
特異性、正確性、反復性、再			signal-to-noise ratio (SNR)
現性及び既知の干渉要因の管			in diagnostic magnetic
理並びに検出限界に適切な注			resonance images
意を払わなければならない。			2)2次元幾何学的歪み
思とはなりなりない。			NEMA MS2 Determination of
			two-dimensional geometric
			distortion in diagnostic
			magnetic resonance images
			3) 画像均一性
			NEMA MS3 Determination of
			image uniformity in
			1 -
			diagnostic magnetic
			resonance images
			4) スライス厚
			NEMA MS5 Determination of
			slice thickness in
			diagnostic magnetic
			resonance imaging
	ŀ		MR 装置用高周波コイル単体に
	ļ		ついては、
			FDA 510(k) Guidance for the
			Submission Of Premarket
İ			Notifications for Magnetic
			Resonance Diagnostic Devices
			は以下の測定を規定する
			1) SNR
			NEMA MS1 Determination of
1			signal-to-noise ratio (SNR)
			in diagnostic magnetic
			resonance images で規定される
	ĺ		高周波コイルの3dBバンド幅、
			コイルインピーダンス、コイル
			周波数シフトの項目
3 診断用医療機器の性能が	交 不適用	性能が較正器又は標準物質	
正器又は標準物質の使用に係		の使用に依存している機器	
正		ではない。	
		C10/0 0	
正器又は標準物質に割り当て			
られている値の遡及性は、「			
質管理システムを通して保	it.		
されなければならない。			V

		Walter Brown	
中 版及数色、		画像を提供する診断用医療	
置又は表示装置の目盛りは、	7	機器である。	
当該医療機器の使用目的に応			
じ、人間工学的な観点から設	į		
計されなければならない。	į		
5 数値で表現された値につい	適用	認知された規格・基準の該当	JIS T 0601-1:医用電気機器—
ては、可能な限り標準化され		する項目に適合することを	第1部:安全に関する一般的要
1	I	示す。	求事項
た一般的な単位を使用し、医		71.76	6.3 g) 制御器及び計器の表示
療機器の使用者に理解される			(パラメータの数値表示)
ものでなければならない。			
(放射線に対する防御)		1016 +104 - 241/	JIS Z 4951:磁気共鳴画像診断
第11条 医療機器は、その使	適用	認知された規格・基準の該当	1
用目的に沿って、治療及び診		する項目に適合することを	装置一安全
断のために適正な水準の放射		示す。	6.8.2 ee) 立入制限区域
線の照射を妨げることなく、	1		36 電磁両立性
患者、使用者及び第三者への			51 危険な出力に対する保護
放射線被曝が合理的、かつ適			
切に低減するよう設計、製造			
及び包装されていなければな			
らない。			一 2 2 2 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
2 医療機器の放射線出力につ	適用	認知された規格・基準の該当	JIS Z 4951:磁気共鳴画像診断
いて、医療上その有用性が放		する項目に適合することを	装置一安全
射線の照射に伴う危険性を上		示す。	51.101 操作モード (第一次水
回ると判断される特定の医療	1		準管理操作モードを適
目的のために、障害発生の恐			用する)
れ又は潜在的な危害が生じる			51.102 傾斜磁場システムが
水準の可視又は不可視の放射			生成する過度の低周波
			磁場変化に対する保護
線が照射されるよう設計され			(第一次水準管理操作
ている場合においては、線量			モードを適用する)
が使用者によって制御できる			51.103 過度の高周波エネル
ように設計されていなければ	.		ギーに対する保護(第一
ならない。当該医療機器は、			次水準管理操作モード
関連する可変パラメータの許	-		1
容される公差内で再現性が保	:	l ·	を適用する)
証されるよう設計及び製造さ	:		51.104 静磁場に対する保護
れていなければならない。			(第一次水準管理操作
			モードを適用する)
			51.105 要求事項への適合性
			の証明方法
○ 医柱状四3~进步的70克		認知された規格・基準の該当	JIS Z 4951:磁気共鳴画像診断
3 医療機器が、潜在的に障害		お知るれた。気情を生むにはいまする項目に適合することを	装置一安全
発生の恐れのある可視又は不	l .	/ • / / / / /	6.8.2 gg) 操作モード (第一
可視の放射線を照射するもの		示す。	次水準管理操作モ
である場合においては、必要	1		
に応じ照射を確認できる視覚	1		ードを適用する)
的表示又は聴覚的警報を具備		1	
していなければならない。		1	
4 医療機器は、意図しない	道用(CRT	認知された規格・基準の該当	i JIS T 0601−1 : 医用電気機器−
	1	する項目に適合することを	第1部:安全に関する一般的要
次放射線又は散乱線による原本の特別を表現である。	- I		求事項
者、使用者及び第三者への複		示す。	29.2 X線発生を意図しない
曝を可能な限り軽減するよ			機器 (CRT が該当)
設計及び製造されていなける	1		1天内は (○八1 ん 1)人 二/

ばならない。			E III
	適用	認知された規格・基準の該当	JIS T 0601-1: 医用電気機器-
の取扱説明書には、照射する		する項目に適合することを	第1部:安全に関する一般的要
放射線の性質、患者及び使用		示す。	求事項
者に対する防護手段、誤使用	}		6.8.3.(a) 技術解説書 一般
の防止法並びに据付中の固有			
の危険性の排除方法につい			JIS Z 4951:磁気共鳴画像診断
て、詳細な情報が記載されて			装置一安全
いなければならない。			6.8.2 取扱説明書
	i		6.8.3 技術解説書
6 電離放射線を照射する医療	不適用	この製品は、電離放射線を照	/
機器は、必要に応じ、その使		射する機器ではない。	
用目的に照らして、照射する			
放射線の線量、幾何学的及び			
エネルギー分布(又は線質)	'		
を変更及び制御できるよう、			
設計及び製造されなければな			
おおい。			
7 電離放射線を照射する診	不適用	この製品は、電離放射線を照	
断用医療機器は、患者及び使	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	射する機器ではない。	
用者の電離放射線の被曝を			
用名の電離放射線の破壊を最小限に抑え、所定の診断目	1		
的を達成するため、適切な画		İ	
像又は出力信号の質を高め	İ		
るよう設計及び製造されて			
いなければならない。		(手度)サム自19白ナーの自トナフン公安	
8 電離放射線を照射する治療	不適用	電離放射線を照射する治療	
用医療機器は、照射すべき線		用医療機器ではない。	
量、ビームの種類及びエネル			
ギー並びに必要に応じ、放射			
線ビームのエネルギー分布を			
確実にモニタリングし、かつ			
制御できるよう設計及び製造			
されていなければならない。			<i>V</i>
(能動型医療機器に対する配慮)		The state of the s	JIS T 0601-1: 医用電気機器
第12条 電子プログラムシス	、 適用	認知された規格・基準の該当	JIST 0601-1: 医用電気機能 第1部:安全に関する一般的
テムを内蔵した医療機器は、		する項目に適合することを	
ソフトウェアを含めて、その		示す。	水事項
使用目的に照らし、これらの			49 電源の遮断
システムの再現性、信頼性及			52 異常作動及び故障状態
び性能が確保されるよう設計	+		70 m 1 /0m 1 Frebull III
されていなければならない。		認知規格に従ってリスク管	JIS T 14971: 医療機器ーリ
また、システムに一つでも対	女	理が計画・実施されているこ	
障が発生した場合、実行可能	I	とを示す。	の適用
な限り、当該故障から派生す			
る危険性を適切に除去又は軽			ļ
減できるよう、適切な手段な	· ·		
例へでおより、廻がはずねん	i i		
はこれていわけわげからす	ן ק:	1	4
講じられていなければなられ	ξ		

の変動が、患者の安全に直接		結する機器ではない。	
影響を及ぼす場合、電力供給	ļ		
状況を判別する手段が講じら			
れていなければならない。			
3 外部電源医療機器で、停電	不適用	電源状態が患者の安全に直	
1	71、旭713	結する機器ではない。	
が患者の安全に直接影響を及		AロタンがAnt CTA/AV。	
ぼす場合、停電による電力供	ł.		
給不能を知らせる警報システ	Ì		
ムが内蔵されていなければな	ļ		
らない。			
4 患者の臨床パラメータの一	不適用	臨床パラメータをモニタす	
つ以上をモニタに表示する医		る機器ではない。	
療機器は、患者が死亡又は重			
篤な健康障害につながる状態			
に陥った場合、それを使用者			
に知らせる適切な警報システ			
ムが具備されていなければな			
らない。			
5 医療機器は、通常の使用環	適用	認知された規格・基準の該当	JIS T 0601-1-2: 医用電気機器
境において、当該医療機器又		する項目に適合することを	-第1部:安全に関する一般的
は他の製品の作動を損なう恐		示す。	要求事項-第2節:副通則-電
れのある電磁的干渉の発生リ		·	磁両立性-要求事項及び試験
スクを合理的、かつ適切に低			36.201 エミッション
減するよう設計及び製造され			
ていなければならない。			
6 医療機器は、意図された方	適用	認知された規格・基準の該当	JIS T 0601-1-2: 医用電気機器
	(I)(<u>iii</u>	する項目に適合することを	-第1部:安全に関する一般的
法で操作できるために、電磁		一示す。	要求事項-第2節:副通則-電
的妨害に対する十分な内在的			磁両立性-要求事項及び試験
耐性を維持するように設計及			36. 202 イミュニティ
び製造されていなければなら			30. 202 1 (22-7)
ない。		1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	TIC T 0001 1 . 医田重与燃果_
7 医療機器が製造販売業者等	適用		JIS T 0601-1: 医用電気機器-
により指示されたとおりに正		する項目に適合することを	
常に据付けられ及び保守され	,	示す。	求事項
ており、通常使用及び単一故	:		7 電源入力
障状態において、偶発的な電			13 一般
撃リスクを可能な限り防止で			14 分類に関する要求事項
きるよう設計及び製造されて			15 電圧及び/又はエネルギー
いなければならない。			の制限
		1	16 外装及び保護カバー
			17 分離
	ļ		18 保護設置、機能設置及び等
			電位化
			19 連続漏れ電流及び患者測定
			電流
			20 耐電圧
			52 異常作動及び故障状態
			56 部品及び組立一般
			57 電源部
			58 保護接地
			59 構造及び配置

(機械的危険性に対する配慮)		In the Mary - Take to	HC T 0001 1 . 医田爺戶機吧
第13条 医療機器は、動作抵抗、不安定性及び可動部分に関連する機械的危険性から、患者及び使用者を防護するよう設計及び製造されていなければならない。	AG/13	認知された規格・基準の該当する項目に適合することを 示す。	JIS T 0601-1: 医用電気機器一第1部: 安全に関する一般的要求事項 21 機械的強度 22 動く部分 23 表面、角及び縁 24 正常な使用時における安定性 25 飛散物 28 懸垂機構
2 医療機器は、振動発生が仕様上の性能の一つである場合を除き、特に発生源における振動抑制のための技術進歩や既存の技術に照らして、医療機器自体から発生する振動に起因する危険性を実行可能な限り最も低い水準に低減するよう設計及び製造されていなければならない。	不適用	リスクになる振動を発生す る機器ではない。	
3 医療機器は、雑音発生が仕様上の性能の一つである場合を除き、特に発生源における雑音抑制のための技術進歩や既存の技術に照らして、医療機器自体から発生する雑音に起因する危険性を、可能な限り最も低水準に抑えるよう設計及び製造されていなければないなければ	適用	認知された規格・基準の該当 する項目に適合することを 示す。	JIS Z 4951:磁気共鳴画像診り装置-安全 26 振動及び騒音
4 使用者が操作しなければならない電気、ガス又は水圧式 おしくは空圧式のエネルギー源に接続する端末及び接続部は、可能性のあるすべての危険性が最小限に抑えられるよう、設計及び製造されていなければならない。	設置機器 - でない場 - 合)	認知された規格・基準の該当する項目に適合することを示す。	JIS T 0601-1: 医用電気機器- 第1部: 安全に関する一般的 求事項 56.3 a) 接続機の構造
5 医療機器のうち容易に触れることのできる部分(意図的に加熱又は一定温度を維持する部分を除く。)及びその周辺部は、通常の使用において、潜在的に危険な温度に達することのないようにしなければならない。	5	認知された規格・基準の該当 する項目に適合することを 示す。	

第14条 患者にエネルギー又	7 / 14	エネルギー又は物質を患者	
は物質を供給する医療機器		に供給する機器ではない。	
は、患者及び使用者の安全を	į	·	
保証するため、供給量の設定			
及び維持ができるよう設計及			
び製造されていなければなら			
ない。			
	不適用	エネルギー又は物質を患者	
恐れのある不適正なエネルギ	, ,, ,,	に供給する機器ではない。	
一又は物質の供給を防止又は			
警告する手段が具備され、エ	Ì		
	1		
ネルギー源又は物質の供給源			
からの危険量のエネルギーや			
物質の偶発的な放出を可能な			
限り防止する適切な手段が講			
じられていなければならな			
V ',			<u> </u>
3 医療機器には、制御器及び	不適用	エネルギー又は物質を患者	/
表示器の機能が明確に記され		に供給する機器ではない。	/
ていなければならない。操作			
に必要な指示を医療機器に表			
示する場合、或いは操作又は			
調整用のパラメータを視覚的			
に示す場合、これらの情報は、			
使用者(医療機器の使用にあ	[
たって患者の安全及び健康等			
に影響を及ぼす場合に限り、			
患者も含む。)にとって、容易			
に理解できるものでなければ			
•			
ならない。 (自己検査医療機器等に対する配	」 1章)		
		自己検査医療機器、自己検査	
第15条 自己検査医療機器又	小週用	体外診断薬、自己投薬機器で	
は自己投薬医療機器(以下「自	ļ	· ·	
己検査医療機器等」という。)		はない。	
は、それぞれの使用者が利用			
可能な技能及び手段並びに通			
常生じ得る使用者の技術及び			
環境の変化の影響に配慮し、			
用途に沿って適正に操作でき			
るように設計及び製造されて			
いなければならない。			
2 自己検査医療機器等は、当	不適用	自己検査医療機器、自己検査	
該医療機器の取扱い中、検体		体外診断薬、自己投薬機器で	
の取扱い中(検体を取り扱う	•	はない。	
場合に限る。)及び検査結果の	1		
解釈における誤使用の危険性			
を可能な限り低減するように			
を可能な限り仏滅するように 設計及び製造されていなけれ			
	V		
ばならない。			

3 自己検査医療機器等には、	不適用	自己検査医療機器、自己検査	
合理的に可能な場合、製造販		体外診断薬、自己投薬機器で	
売業者等が意図したように機		はない。	
能することを、使用に当たっ			
て使用者が検証できる手順を	i.		
含めておかなければならな			
い。 (製造業者・製造販売業者が提供	 :すみ情報)		
使用者には、使用者の訓練	適用	認知された規格・基準の該当	JIS T 0601-1:医用電気機器-
	, Mei/11	する項目に適合することを	第1部:安全に関する一般的要
及び知識の程度を考慮し、		示す。	求事項
製造業者・製造販売業者名、		71. 9 0	6 標識、表示及び文書 及び
安全な使用法及び医療機器			その他の項のラベル、附属文
又は体外診断薬の意図した			書に関する要求事項
性能を確認するために必要			arck / Dans A
な情報が提供されなければ		1	JIS T 0601-1-1: 医用電気機器
ならない。この情報は、容			一第1部:安全に関する一般的
易に理解できるものでなけ			要求事項-第1節:副通則-医
しればならない。			
			用電気システムの安全要求事
			項
			6 標識、表示及び文書 及び
			その他の項のラベル、附属文
			書に関する要求事項
			JIS T 0601-1-2: 医用電気機器
	ļ		-第1部:安全に関する一般的
	ļ		要求事項一第2節:副通則一電
	}	1	磁両立性-要求事項及び試験
	į		6 標識、表示及び文書 及び
			その他の項のラベル、附属文
			書に関する要求事項
			JIS Z 4951:磁気共鳴画像診断
	ļ		装置一安全
			6 標識、表示及び文書
			医療機器の添付文書の記載要
			領について (平成17年3月10
			日 薬食発第 0310003 号)
	•		JIS T 14971 : 医療機器-リス
	- {		クマネジメントの医療機器へ
			の適用
(从公司(江)			
(性能評価)	而 適用	認知された基準に従って	デ 医療機器の製造販売承認申請
第16条 医療機器の性能評価		ータが収集されたことを	示│について(平成 17 年 2 月 16 日
を行うために収集されるする		す。	薬食発第 0216002 号)第 2 の 1
てのデータは、薬事法(昭	1	7 0	
三十五年法律第百四十五号			
その他関係法令の定めると			
ろに従って収集されなけれ	ばし		
ならない。		1	

The book is the book of the bo	子沙田	後発医療機器である。	
2 臨床試験は、医療機器の臨	个週用	仮発医療機器である。	
ナニトドムの世界の甘油に用して	ļ		
床試験の実施の基準に関する			
省令(平成十七年厚生労働省			/
令第三十六号)に従って実行		į	
されなければならない。			